

■「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」

1. 自転車等駐車場の附置

(1) 附置義務基準

対象地域	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模(台数)※2
商業・近隣商業地域	百貨店・スーパーマーケット等小売店舗	店舗面積が 400m ² を超えるもの	店舗面積を 20 m ² で除して得た台数
	銀行	店舗面積が 200 m ² を超えるもの	店舗面積を 25 m ² で除して得た台数 (店舗面積が 200 m ² を超え 500 m ² 以下であるときは、20 台)
	遊戯場	店舗面積が 200 m ² を超えるもの	店舗面積を 10 m ² で除して得た台数
	専修学校等※1	対象面積が 400 m ² を超えるもの	対象面積を 20 m ² で除して得た台数
	事務所	対象面積が 1,400 m ² を超えるもの	対象面積を 70 m ² で除して得た台数
	混合用途 (上記用途で 2 以上の用途に供する施設)	各用途ごとに上記右欄により算定した台数の合計が 20 台以上のもの	各用途ごとに上記により算定した台数を合計した台数

※1・学校教育法に規定する専修学校（第 124 条）及び各種学校（第 134 条）

※2・店舗面積、対象面積が 5,000 m² を超える施設の自転車等駐車場の規模

→下記①と②により算定した台数を合計した台数

① 5,000 m² までの部分 : 上表の算定方法による台数

② 5,000 m² を超える部分 : 上表の算定方法による台数に 1/2 を乗じて得た台数

・1 台未満の端数は切り捨て(但し、混合用途や 5,000 m² 以上の算定では、合算後に切り捨て)

(2) 技術基準

・駐車スペース等

種別	駐車スペース	通路幅員	台数割合
自転車	幅 0.6m 以上、奥行 1.9m 以上	1.5m	9/10 以内
原動機付自転車	幅 0.7m 以上、奥行 1.7m 以上	1.5m	1/10 以上※

※端数は切り上げ

・利用案内板等

自転車利用者に視認の容易な位置に設けるとともに、有料自転車駐車場である場合には、供用時間、駐車料金を明記しなければならない。

2. 建設奨励（附置義務台数は対象外）

鉄道駅の乗降客用出入口から徒歩距離にして 200m 以内の区域に 100 台以上の自転車駐車場を建設された方に対して奨励措置を行います。ただし、市長がこれを指定した場合のみです。

(1) 交付額

- ・奨励金：自転車駐車場（土地、建物、償却資産）に係る固定資産税相当額
- ・利子補給金：自転車駐車場の建設資金に係る利子の一部

(2) 交付期間 5 年間

【問い合わせ】福岡市 道路下水道局 自転車課 施設係
TEL(092)711-4443 FAX(092)733-5864